

提 案 の 概 要

施設名：名古屋市民ギャラリー栄

団体名：公益財団法人名古屋市文化振興事業団

※複数の団体により構成されるグループは
各構成団体の名称もあわせて記入する。

(1) 管理運営全般について

①施設の管理運営に対する方針等

<基本方針>

- ・「名古屋市文化芸術推進計画 2025」をはじめ、名古屋市の施策を踏まえた経営戦略計画を策定し、名古屋の文化芸術を推進する。
- ・名古屋の芸術家を支えることで公的団体としての使命を果たし、創造活動を行う市民を増やす。
- ・誰もが利用しやすい施設運営を通じて、文化芸術の力で社会課題の解決を目指す。

②管理運営体制

<職員配置・養成>

- ・館長、副館長をはじめとして、お客さまの利用に十分対応できる運営体制を整えるとともに、全管理施設が連携した相互サポート体制を構築する。
- ・ライフワークバランスに考慮し、多様な働き方を尊重する職場環境を整える。
- ・職員の専門知識や経験、ノウハウを継承するための内部資格取得制度や、他団体との連携を含めた研修等により、文化芸術の専門的人材を育成する。

<情報の保護・公開>

- ・「事業団情報保護規程」等の独自の諸規程を整備し、電子情報保護のためのセキュリティ対策や穿孔破壊による廃棄等を実施することで、徹底した情報管理に努める。
- ・「名古屋市情報公開条例」に準じて「事業団情報公開規程」を定め、市民の申し出に基づく情報公開を適切に実施することで、公益財団法人として公正で透明性の高い組織運営に取り組む。

<法令順守（コンプライアンス）>

- ・「事業団職員コンプライアンス規範」や「事業団職員倫理規程」を定め、職員の行動基準を明確化することで、公共的使命を自覚させ、社会からの信頼獲得と安心・安全な利用者サービスを目指す。
- ・コンプライアンス委員会や内部通報制度を設置し、コンプライアンスを保持するための体制を整える。
- ・人権・倫理研修等の実施により、コンプライアンス教育の徹底と職場環境の改善に取り組む。

(2) 実施業務の計画について

①指定管理業務

<一般の施設利用に供する業務>

- ・ 情報提供業務、問合せ・要望・苦情対応業務、施設貸出し業務、施設利用打合せ業務、利用者満足度調査業務、利用促進業務 等

<施設維持管理・安全管理>

- ・ 施設管理の実績やノウハウ、全国規模のネットワークを活かし、あらゆる施設の事例を踏まえた中長期的な施設維持管理計画を策定することで、大きな故障を防ぐための予防保全に努める。
- ・ 万が一の事故や災害等、あらゆる危機を想定して、日常点検や防災訓練等による安全対策を実施し、どの職員でも緊急時に即応できる体制を整える。
- ・ 名古屋市認定エコ事業所として、省エネルギー、リサイクル等の環境保全に取り組む。

<作品発表の場・交流の場の創出>

より多くの市民が多様な文化に親しみ、発表・交流できる場を創出することを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・ 子どもから大人まで楽しめる参加型のワークショップを実施により、気軽に市民ギャラリーで楽しめる仕組みをつくる。
- ・ 市内のアート教室が集まった共同展覧会を開催する。

<幅広い年齢層に向けた集客事業>

幅広い年齢層の市民に対して、気軽に文化にふれる機会を提供することを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・ 若手アーティストを発掘して個展を開催し、成長と活躍の場を広げる。
- ・ 気軽に参加できるワークショップを通年で定期開催し、継続的な文化活動につながるきっかけをつくる。

<情報発信の充実>

情報コーナー等の活用や他の文化施設・各種団体等との連携による美術関連の情報発信を目的に以下の取り組みを実施する。

- ・ 多様なツールとメディアで情報発信を行い、市民に効果的に広報する。
- ・ 名古屋の美術情報やギャラリーの利用団体紹介をまとめたアーカイブを作成し、名古屋の美術情報を広く全国に発信する。
- ・ 情報・喫茶コーナーをアート発信スポットに改装し、文化交流と情報提供を促進する。

<フリースペースの活用>

人々が集まり、交流が促されることを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・ 近隣美術館と連携した出張展示を実施し、その展示に関連するトークイベントを開催する。

- ・若手アーティストの作品を常設展示し、作品を紹介する。

<類似施設との連携>

類似施設との連携による相乗効果を目的に以下の取り組みを実施する。

- ・アーティストと画廊・ギャラリーをつなぐハブとして、若手作家の合同展示を開催する。
- ・市内の美術館やギャラリーを巡る事業を実施し、新しい来館者を増やすきっかけとする。

<サービス向上策>

- ・ウェブサイトに 360° ビューや施設紹介動画を掲載するなど、施設利用者と鑑賞者が情報を得やすい運用に努める。
- ・施設を熟知した職員が作品展示をサポートするほか、テープ類の販売や Wi-Fi 環境の導入等、お客さまの声から生まれた様々なサービスを提供する。
- ・合理的配慮を踏まえた取り組みを進め、誰もが利用しやすい施設とする。
- ・クレジットカードに加え、電子マネー等にも対応したキャッシュレス決済を導入する。
- ・満足度調査等の実施により利用者の声を把握し、サービスの向上と改善につなげる。

<利用促進策>

- ・高所作業や重量物の運搬等、高齢者に寄り添った作業サポートを実施する。
- ・事業団独自の割引制度の活用をご案内や、広報協力等のサポートにより、芸術系大学生の利用者を促進する。
- ・若手アーティストを活用したモデル事業により、新たな利用者を開拓する。
- ・多様な媒体を活用した情報発信により、施設の P R や利用促進に努める。

②自主事業（実施を予定する場合）

(3) 収支計画について

①管理運営にかかる費用等

<各年度の提案総額>

令和 7 年度	58,724 千円
令和 8 年度	58,715 千円
令和 9 年度	58,706 千円
令和 10 年度	58,698 千円
令和 11 年度	58,689 千円
合計	293,532 千円

<期間を通じた収支計画>

【収入】

(単位：千円)

費 目	内 容	金 額
指定管理料	名古屋市からの指定管理料	293,532
利用料金収入	展示室、附属設備等	156,843
事業収入等	主催事業収入、自動販売機収入等	1,730
収 入 計		452,105

【支出】

(単位：千円)

費 目	内 容	金 額
人件費	職員人件費	163,505
光熱水費	電気、ガス、水道料金	96,720
事務費	消耗品費、印刷費、通信・システム関連費等	61,430
管理費	修繕費、委託料等	62,750
その他経費	主催事業費、保険料、租税公課費等	67,700
支 出 計		452,105

※額には消費税及び地方消費税を含む。

<利用料金の設定>

1. 施設の利用料金

- ・基準額以外の利用料金設定なし
- ・自然災害等による交通途絶の際には、指定管理者の定めにおいて利用料金の還付に対応

2. 附属設備の利用料金

- ・基準額以外の利用料金設定なし

3. 利用料金の納期

- ・展示室 利用日の 2 か月前まで
- ・附属設備 利用日（連続利用の場合は最終日でも可）